

2監第 218 号
令和3年3月29日

福島市議会議長 梅津政則様
福島市長 木幡浩様
福島市農業委員会会长 宍戸薰様

福島市監査委員 井上安子
同 遠藤和男
同 穴戸一照
同 渡辺敏彦

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

商工観光部

令和2年4月から令和2年10月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和2年11月17日から令和3年3月26日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、宍戸一照、渡辺敏彦

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認及びつり銭確認を実施した。

第5 監査の結果

執行業務はおおむね適正に処理されていると認められた。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

農政部

令和2年4月から令和2年10月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和2年11月17日から令和3年3月26日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、宍戸一照、渡辺敏彦

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認及びつり銭確認を実施した。

第5 監査の結果

- ・道路法の適用外である市道認定されていない農道において、市道の占用について定めた福島市道路占用規則により、占用の許可をしていた。
また、農道使用料において、市道の占用料について定めた福島市道路占用料徴収条例により、占用料として徴収していた。
- ・市場関係手数料において、福島市手数料条例で規定された手数料の金額に消費税及び地方消費税を加算し徴収していた。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

農業委員会事務局

令和2年4月から令和2年10月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和2年11月17日から令和3年3月26日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、宍戸一照、渡辺敏彦

第4 監査の方法

重点監査事項である「収入事務」及び前回の指摘事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査及びつり銭確認を実施した。

第5 監査の結果

執行業務は適正に処理されていると認められた。